

令和4年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲としま
(27)			
領 収 証 立憲としま 様 No. 81 ★ ￥61,600 — 但 ポスティング費用 2022年 4月 / 日 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%) 〒170-0001 東京都豊島区西巣鴨1- 株式会社テレ TEL 03-5972-11 FAX 03-5972-11			

令和4年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広聴費	会派名	立憲としま						
18									
領 収 書 日付 2022年04月20日 車番 5164 基本運賃 ¥580円 △計 ¥580円 (内消費税等 ¥52円) -----内 訳----- 現金支払 ¥580円 kmグループ 国際自動車㈱ 板橋営業所 東京都板橋区坂下1-22-10 忘れ物、領収書問合せ 03-3967-0521 お客さま相談室 0120-717-039 km呼ぶなら 「S. RIDE」 ダウンロード用QRコード <ナビ>コード> A43-5254-3410 (営業回数1579) 領 収 書 日付 2022年04月20日 車番 5164 基本運賃 ¥580円 △計 ¥580円 (内消費税等 ¥52円) -----内 訳----- 現金支払 ¥580円 kmグループ 国際自動車㈱ 板橋営業所 東京都板橋区坂下1-22-10 忘れ物、領収書問合せ 03-3967-0521 お客さま相談室 0120-717-039 km呼ぶなら 「S. RIDE」 ダウンロード用QRコード <ナビ>コード> A43-5254-3410 (営業回数1579)									
 									
 「ナビ>コード>」 A43-5254-3410 (営業回数1579)									
下記のとおり領収書のコピーが原本と相違ないことを確認しました <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>確 認 日</th><th>会派会計担当者 確認印</th></tr> <tr> <td>R4. 4/30</td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td>4. 7. - 1</td><td style="text-align: center;"></td></tr> </table>				確 認 日	会派会計担当者 確認印	R4. 4/30		4. 7. - 1	
確 認 日	会派会計担当者 確認印								
R4. 4/30									
4. 7. - 1									

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	広聴費	会 派 名	立憲としま
-----	-----	-------	-------

(令和4年度4月分)

議員名						
川瀬さなえ						
月	日	目的	経路	行き先	金額	備考
4	1	区民相談	大塚 ⇄ 池袋	相談者宅	¥272	136×2
	2	区民相談	庚申塚 ⇄ 江戸川橋	相談者宅	¥672	336×2
	3	区民相談	庚申塚 ⇄ 東池袋4丁目 ⇄ 狭山市	相談者宅	¥1,426	713×2
	5	区民相談	庚申塚 ⇄ 東池袋4丁目	相談者宅	¥336	168×2
	11	区民相談	大塚 ⇄ 東長崎	相談者宅	¥546	273×3
	15	区民相談	庚申塚 ⇄ 飯田橋	相談者宅	¥672	336×2
	20	区民相談	庚申塚 ⇄ 要町	相談者宅	¥672	336×2
	21	区民相談	庚申塚 ⇄ 大塚 ⇄ 秋葉原 ⇄ 浅草 (つくば)	相談者宅	¥1,092	546×2
合計					¥5,688	

支払証明書

金額 ¥5,688

ただし、 広聴費の交通費に要した経費

支払年月日 令和 4年 4月 30日

内訳 上記旅費清算書のとおり

令和4年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	資料購入費	会派名	立憲としま
-----	-------	-----	-------

amazon.co.jp

注文番号 [REDACTED] の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年7月2日
注文日: 2022年4月10日
Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]
ご請求額: ￥ 1,320

立憲としま 様

2022年4月10日に発送済み

注文商品	価格
1点 Google無料サービス早わかりガイド令和4年最新版 (どの本よりもわかりやすい), 河本亮	￥ 1,320
販売: アマゾンジャパン合同会社	
コンディション: 新品	

お届け先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ￥ 1,320
配送料・手数料: ￥ 0

請求先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

注文合計: ￥ 1,320

ご請求額: ￥ 1,320

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2022年4月10日: ￥ 1,320

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	資料購入費	会派名	立憲としま
-----	-------	-----	-------

amazon.co.jp

17

注文番号 [] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年7月2日

注文日: 2022年4月28日

Amazon.co.jp 注文番号: []

ご請求額: ¥ 596

立憲としま 様

2022年4月29日に発送済み

注文商品

1 点 人間の経済 (新潮新書), 宇沢 弘文
販売: 買取王子 本店 (出品者のプロフィール)

価
格
¥
596

コンディション: 中古品 - 非常に良い
折れあり。中古品のため商品には多少の日焼け・キズ・使用感がございます。画像はイメージです。記載ない限り帯・特典などは付属致しません。万が一、品質不備があった場合は返金対応致します。(管理ラベルは跡が残らず剥がせる物を使用しています。)[2022/04/19 11:12:56 出品商品]

お届け先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

プラウド駒込1215

配送方法:

通常配送

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁 []

一括払い

商品の小計: ¥ 596
配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

プラウド駒込1215

注文合計: ¥ 596

ご請求額: ¥ 596

クレジットカードへの請求

Visa(下4桁が []): 2022年4月29日: ¥ 596

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	資料購入費	会 派 名	立憲としま
-----	-------	-------	-------

立憲民主党としま 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

ロシアの侵略を止めるため、世界の国々と市民社会が団結し声をあげよう！世界の平和秩序を破壊する暴挙は絶対に許さない！

日本共産党発行の しんぶん 赤旗

領 収 書

4,427 円

2022 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
「赤旗」豊島出張所
〒171-0021
豊島区西池袋5-8-5
TEL 3986-8789

領収日 8/22 扱者 

18

新聞購読料 領 収 証

立憲民主党 としま 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022 年 4 月分 領収日 4 月 30 日

領 収 金 額	¥1,887
---------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 高島 聡
住 所 豊島区南大塚1-22-1
TEL 03-6902-1910 FAX 03-6902-1940

お申込No. XXXXXXXXXX

19

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	資料購入費	会派名	立憲としま
-----	-------	-----	-------

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030831		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
		口座番号
		お取引金額
*****		¥11,000*

お取引 できない場合	残高	
		* * *
時刻1.54	税込手数料	おつり
カトシマシンブ"ンシャ様		
サクマ イツセイ様		

お振込先・お受取人 立憲としま

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030831		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
		口座番号
		お取引金額
*****		¥11,000*

お取引 できない場合	残高	
		* * *
時刻1.54	税込手数料	おつり
カトシマシンブ"ンシャ様		
サクマ イツセイ様		

お振込先・お受取人 立憲としま

支払証明書

金 額 1834 円

ただし、

に要した経費

支払年月日 R4年4月30日

内 訳

豊島新聞購読料

R4.4~R4.5

上記のとおり支払われたことを証明します。

R4年4月30日

豊島区議会議長 様

会派名 立憲としま

代表者名 さくま一雄



令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	資料購入費	会派名	立憲としま
-----	-------	-----	-------

請 求 書

令和3年7月1日

佐久間 一生 様

〒170-0013
東京都豊島区東池袋 1-21-11
オーク池袋ビル5F
株式会社 豊島新聞社
TEL 03-3-
FAX 03-3-
担当

下記の通り御請求申し上げます

品名	数量	金額(税込)
豊島新聞購読料(令和3年6月～4年5月分)	1部	11,000
合計		¥11,000

▼豊島新聞社へのお振込は下記4口座のいずれかをお願い致します▼

カ) トシマシンブンシャ

株式会社 豊島新聞社

令和4年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	人件費	会派名	立憲としま
領 収 証 (12) さくま 一生 様 2022年 4 月 20 日 ★ ￥5,000 但 政務活動補助として 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%) コクヨ ウケ-1048			
領 収 証 (13) さくま 一生 様 2022年 4 月 25 日 ★ ￥8,000 但 政務活動補助として 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%) コクヨ ウケ-1048			

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	人件費	会 派 名	立憲としま

領 収 書

NO.

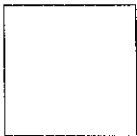
(14)

川瀬さなえ 様

★

¥25,000-

但 政務活動補助として
令和4年4月20日 上記の金額、正に領収致しました。



領 収 証

No.

(15)

川瀬さなえ 様

全 額

¥ 100,000 -

但 政務活動補助として
令和4年4月10日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)



GR1518

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	人件費	会 派 名	立憲としま
16 領 収 書 No. _____ 立憲民主党としま 様 金 額 ¥20,000- 但 政務活動補助として 令和4 年 4 月 8 日 上記の金額正に領収いたしました 			
17 領 収 書 No. _____ 立憲民主党としま 様 金 額 ¥30,000- 但 政務活動補助として 令和4 年 4 月 30 日 上記の金額正に領収いたしました 			

令和4年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま
-----	------	-----	-------

amazon.co.jp

注文番号 [REDACTED] の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年7月2日
注文日: 2022年4月17日
Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]
ご請求額: ¥ 6,862

立憲としま 様

2022年4月18日に発送済み

注文商品 価格
1点 耐熱ガラス Kitsure 保存容器 5点セット ホワイト 370mlx2個、680mlx1個、1040mlx2個 広範囲適用 ¥
~~温度 耐熱耐冷 食品級の材質 電子レンジ可 弁当箱代わり可 食器洗い機可 オープン可 冷凍可 シールリッ~~
グ付き よく気密性 漏れ防止 健康便利 ユニークな通気設計 大容量
販売: Rongyi-JP (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品
1点【2022年新登場・ケーブル内蔵】モバイルバッテリー ソーラー 30000mAh 大容量 ソーラーチャージ ¥
ヤー 4台同時充電 (Micro USB+ライトニングケーブル内蔵+2つUSBポート) ソーラー充電器 高輝度LEDラ 3,980 /
イト付き IPX6防水 耐衝撃 携帯充電器 旅行/出張/緊急用/防災グッズ/アウトドア PSE認証済
iPhone/iPad/Android各種他対応 (Red)
販売: TSUNEO SHOP(商標登録号:5951056) (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品

お届け先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ¥ 7,260
配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

注文合計: ¥ 7,260
割引: -¥ 398

ご請求額: ¥ 6,862

73582

クレジットカードへの請求

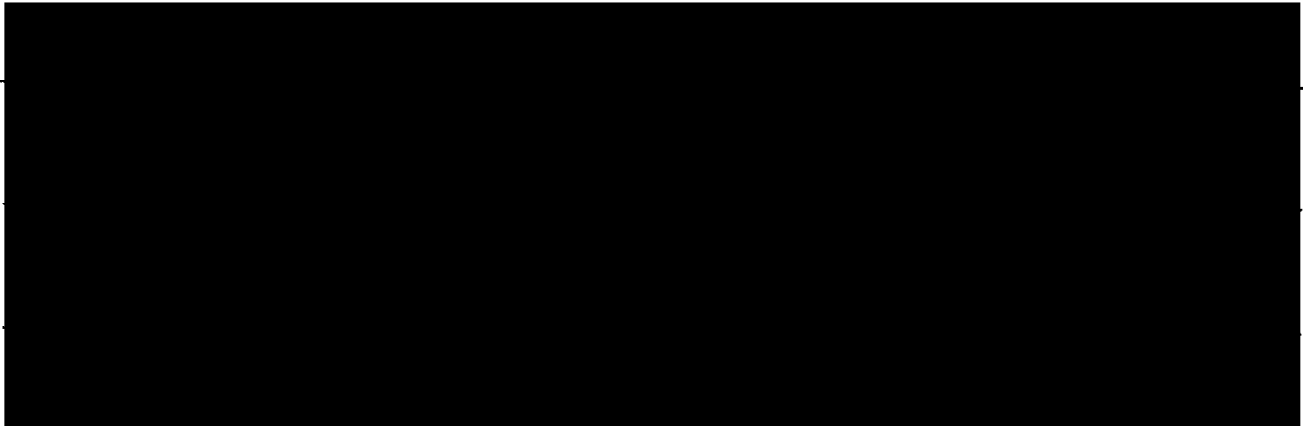
Visa(下4けたが [REDACTED]): 2022年4月18日: ¥ 6,862

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

②

項 目	事務所費	会派名	立憲としま
-----	------	-----	-------



UCOM光電話 ✓

金額

1,395円 ✓

お支払い方法

クレジットカード

ご利用日

2022年04月25日 ✓

支払証明書

金 額 1,395 円

ただし、通信費 に要した経費

支 払 年 月 日 2022/4/25 ✓

内 訳 さくま一生事務所FAX電話代

上記のとおり支払われたことを証明します。

2022/4/30 ✓

豊島区議会議長 様

会派名

立憲民主党としま

代表者名

さくま 一生



令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま
-----	------	-----	-------

amazon.co.jp

③

注文番号 [REDACTED] の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年7月2日
注文日: 2022年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]
ご請求額: ¥ 5,584

立憲としま 様

2022年6月19日に発送済み

注文商品
1 点【国内正規品】MATECH Sonicharge 100W Pro (PD 充電器 100W 3ポート USB-C + A 急速充電器 ACアダプタ)【世界最小クラス/PPS規格対応/折りたたみ式プラグ搭載/コンパクトサイズ/PSE技術基準適合】MacBook PD対応Windows PC iPad iPhone Galaxy Android スマートフォン ノートPC 各種 その他機器対応
販売: MATECH株式会社(京都ブランド) (出品者のプロフィール)
価格 ¥ 6,980

コンディション: 新品

お届け先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

配送方法:
通常配送

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ¥ 6,980
配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

注文合計: ¥ 6,980
割引: -¥ 1,396

ご請求額: ¥ 5,584

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

4

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま
-----	------	-----	-------

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number
請求月 2022年 4月分
Month of Issue

発行日 2022年 5月 11日
ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
070-6516-2571	* * ご契約期間 2年 1ヶ月 * *		
	基本料 スマホベーシックプランM (タイプ1) [4月 1日~ 4月30日]	3,680	10%
	通話料 スマホベーシックプランM (タイプ1)	52,280	10%
	月額料 スーパーだれとでも定額	1,000	10%
	割引 スーパーだれとでも定額	-1,000	10%
	(スーパーだれとでも定額 通話回数 276回)		
	無料 スーパーだれとでも定額 無料通話分	-52,280	10%
	通信料 メール (MMS) @0円 1211092Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (3G) @0円 2Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 2425641Pkt	0	10%
	(通信量合計 3636735Pkt [0.44GB])		
	通信料 メール (SMS)	18	10%
	通信料 メール (SMS) (SBM/他社宛)	24	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 故障安心パックーS	500	10%
	月額料 データ増量オプション	500	10%
	情報料 Enjoyパック	500	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (デジタルコンテンツ等) ご利用分	324	内 税
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	5,549	
	合計	5,549	
	内課税対象額 10%	5,225	
	内課税対象額 計	5,225	
	消費税等 10%	522	
	消費税等 計	522	
	ご請求金額	6,071	
	(税込金額 計 10%)	5,747	
	(課税対象外 計)	324	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会の印をご参照ください。https://www.ica.or.jp/
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Ymobileの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

支払証明書

発行日付: 2022年
ソフトバンク株式会社

請求者氏名	さくま一生
請求者住所	〒170-0003 東京都豊島区駒込4丁目 3-20 プラウド駒込1215
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2022年08月10日 現在)

01.070-6516-2571

02.

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2022年04月	6,071	6,071	6,071	(522)	(0)	2022年04月30日

合計	()	(0)
----	-----	-------

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

ワイモバイル カスタマーサポート

■総合窓口(通話料有料) ○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 151※ ○一般電話などから 0570-039-151 受付期間 オペレータ対応 9:00~20:00 (チャット/電話) ※「だれとでも定額」の無料対象となります。	■各種お手続き(通話料無料) ○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 116 ○一般電話などから 0120-921-156 受付時間 自動音声応答 24時間受付 (年中無休)
--	--

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま
-----	------	-----	-------

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号： XXXXXXXXXX
Billing number

発行日 2022年 5月 11日

支払証明書

金 額 3,035 円

ただし、通信費 に要した経費

支 払 年 月 日 2022/4/30
内 訳 さくま一生事務所(2枚分) 携帯電話代

上記のとおり支払われたことを証明します。

2022/4/30

豊島区議会議長 様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 さくま 一生



令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------

5

領 収 書

川瀬さなえ 殿

No.

発行日

2022年4月27日

金額 ￥65,000

但し 5月分 ████████ 事務所賃貸料として

上記正に領収いたしました

██████ ●
████████████████████
電 話: ████████

内訳	
税抜金額	
消費税等	

賃貸借契約書

川瀬 砂奈江 様

物件名



埼玉県宅地建物取引業協会会員

免許証番号 埼玉県知事 (9) 第11085号

株式会社 友大不動産センター

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町3丁目1番17号

電話 048-282-1936

住宅賃貸借契約書(新規)

(原状回復の条件様式を「参考資料」とする書式)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 川瀬 砂奈江 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	[]		
	所 在 地	(住居表示) []		
		(登記簿) []		
	構 造	[]		
種 類	マンション・アパート・戸建・()		新築年 月	[]
住戸 部分	間 取 り	[]	床面積	[] m ² (他 バルコニー [] m ²)
附 属 施 設	駐 車 場	含まない	[]	
	バイク置場	含まない		
	自転車置場	含まない		
	物置	含まない		
	専用庭	含まない		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2021年 3月 15日 から 2023年 3月 14日まで(2年・0月間)	
目的物件の鍵等の引渡し時期	2021年 3月 15日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 60,000円	共 益 費	月額 5,000円	家財保険料	2年間23,000円
敷 金	60,000円 (賃料 1ヶ月)	礼 金	0円	附属施設料	月額 0円
初 回 保証料		解約時ク リーニン グ代			

その他の条件		保証会社に加入すること。借主は1年毎に10,000円の更新保証料を保証会社へ支払うこと。		
貸与する 鍵	鍵No	別紙、鍵受領証のとおり		
	本数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 27日		
賃料等の 支払 方法	☒ 振込	振込先	振込先金融機関名： 預金：普通 当座 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者：借主	
	☒ 持参	持参先		

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

緊急連絡先					
借主連絡先	氏名 川瀬 砂奈江				
	(メールアドレス)				
	(携帯)				
	(勤務先) (名称) 東京都豊島区議会				
	(携帯) TEL				
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄
川瀬 砂奈江		本人			

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者	貸主自主管理	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用 するものに チェックし、そ の右欄に所定 の事項を記載 する)	☐ 連帯保証 人	氏名	
		住所	
		極度額	
	☒ 家賃債務 保証業者の 提供する保 証	家賃債務 保証業者 名	
		主たる事務 所の所在地	
		家賃債務 保証業者 登録番号	

頭書(7) 更新に関する事項

1. 更新契約の際、借主は貸主に更新料として新賃料の1ヶ月分を支払う事。また更新事務手数料として新賃料の2分の1ヶ月と消費税を仲介業者へ支払う事。その他家財保険料及び更新保証料がかかります。

頭書(8) 特約事項

1. 各部屋の照明はサービスで設置してあるため設備では有りません。修理・交換等は借主負担となります。貸主の免責です。処分する際は必ず貸主へ確認してください。
2. 1年未満の解約は違約金として賃料の1ヶ月分を貸主へお支払い頂きます。
3. 解約時のクリーニング費用は借主負担となります。契約時受領したクリーニング費用は基本税込料金の為、経済事情の変動・汚れ具合・業者変更等により不足金が生じた場合は借主負担となります。
4. 現況報告書は起算日より3週間以内に返送して下さい。期日が過ぎた場合は無効となります。
5. 別紙特約事項のとおりです。
6. 契約締結日から賃料起算日迄の解約は1ヶ月前報告とし、起算日前であっても賃料等1ヶ月分がかかります。別途、早期解約違約金として賃料の1ヶ月分を貸主へお支払い頂きます。
7. 屋上の排水溝がつまると水漏れの原因となりますので定期的に清掃を行って下さい。
8. エレベーターは故障している為、使用は不可となります。
9. 屋上やベランダでの火気の取扱いは防水施工が破損するので使用は厳禁となります。また、屋上に物を置く場合は風などに飛ばされないよう十分注意して下さい。重量物の設置は不可です。
10. 契約後、貸主にて畳の表替えを行います。
11. 各部屋の内鍵を閉めると緊急時室内に入れませんので閉めない事。
12. 借主は1年毎に10,000円の更新保証料を保証会社へ支払うこと。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 / 月 30日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	川瀬 砂奈江	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額			

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL		主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称		商号又は名称
	代表者の氏名		代表者の氏名
	免許証番号		免許証番号
	免許年月日		免許年月日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登 録 番 号		登 録 番 号
	業務に従事する 事 務 所 名		業務に従事する 事 務 所 名
	事務所所在地 TEL		事務所所在地 TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

7

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------



KDDI株式会社
〒113-8503 東京都新田区西新井 1-1-1

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年11月17日

川瀬 砂奈江 様

00000 0000008 0001/0001
BHAJDN412X0000008#
BS



支払証明書

証明書No. 0000000028

証明書 No. 0000000028

ご請求月	ご請求コード	お支払額(円)	うち消費税相当額(円)	収納年月日	備考
2022年 4月	0314889440	20,145	595	*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
2022年 4月	0314889440	20,145	595	*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分
				*****	クレジット会社決済分

印紙貼付欄
印紙貼付欄
印紙貼付欄

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。
クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、
本証明書は無効となります。
2015年9月のご請求以降、ご請求を翌月以降に合算した場合も合算前の月を請求月として証明しております。

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------

⑦

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT



KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 3日

川瀬 砂奈江 様

お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発語に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
- 電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。
- KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意点をご確認ください。 <http://kddi-l.jp/ZA2>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	2022年 3月
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	20,145円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

(注1)
ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払
期日までにコンビニエンスストア等でお支払いいただきますようお願いいたします。

サービス別ご利用料金

a.u 電話料金	6,548円
a.u 機器代金	5,635円
a.u かんたん決済利用料	7,962円

※うち消費税等 1.0%対象 595円
(課税対象額は5,953円でした。)

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時(年中無休・無料)

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------

⑦

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

KDDI

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿
KDDビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 3日

川瀬 砂奈江 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。
- 【お客さまへの注意喚起】KDDIを装う偽メールにご注意ください。
KDDIサービスを装う偽メールが増えています。下記サイトより注意点をご確認ください。
<https://www.kddi.com/247>

支払証明書

金 額 6091 円

ただし、通信費 に要した経費として

支払年月日 令和 4 年 4 月 30 日

内 訳 川瀬 砂奈江 様

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和 4 年 4 月 30 日

豊島区議会議長様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 佐々木 一生

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

10

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
普通預金 ORDINARY ACCOUNT 5			
お取引内容 お支払金額(円) お預り金額(円)			
22--4-25 SMBC(トヨタテレビ) 4,180			

支払証明書

金 額 4180 円

ただし、

通信費

に要した経費として

支払年月日

令和 4 年 4 月 25 日

内 訳

控室インターネット接続料

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和 4 年 4 月 25 日

豊島区議会議長様

会派名

立憲民主党としま

代表者名

さくま一生

令和4年度政務活動費領収証等添付用紙

11

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
普通預金 ORDINARY ACCOUNT 5			
お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	
22--4-27SMB(NIヤチ)	33,020		

支払証明書

金 額 33020 / 円

ただし、事務所賃借料 / に要した経費として

支払年月日 令和 4 年 4 月 27 日

内 訳 駒込6丁目事務所
事務所賃借料 ¥ 33,020 -

上記のとおり支払われたことを証明します。以納年度料 ¥ 100 -

令和 4 年 4 月 27 日

豊島区議会議長様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 さくま一生 

令和4年度政務活動費領収書等添付用紙

事務所費

項 目	会派名	立憲としま
調査研究費		

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 5

33

お取引内容 お支払金額(円) お預り金額(円)

72-4-20 支払 14,960	14,960	

支払証明書

金 額 14,960 円

ただし、 に要した経費

支払年月日 令和4年4月20日

内 訳 さくま一生事務所更新料
新賃料29,920円×0.5ヶ月分=14,960円

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和4年4月20日

豊島区議会議長 様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 さくま 一生



定期事業用賃貸借契約書（事務所）

頭書

(1) 目的物件の表示

物件名	[redacted] 事務所				
所在地	[redacted]				
構造	[redacted]		築年月	[redacted]	
住戸番号	[redacted]	間取	[redacted]	面積	[redacted] m ²

(2) 事業内容（具体的に記載すること）

立憲民主党 豊島区議会議員さくま一生の事務所として使用。

(3) 契約期間

始期	2022年	5月	18日から	1年間
終期	2023年	5月	17日まで	

（契約終了の通知をすべき期間） 2022 年 5 月 18 日から 2022 年 11 月 17 日まで

(4) 賃料等

(4) 資料等

賃料・共益費		支払期限		支払方法	
賃 料	27,200 円 (消費税 2,720 円) 合計 29,920 円	翌月分を 毎月 27 日迄		振込口座	金融機関: [redacted]
	電気料金 3,000 円 (消費税 0 円) 合計 3,000 円	翌月分を 毎月 27 日迄			支店: [redacted] 種別: [redacted] 口座番号: [redacted] 名義: [redacted]
敷金	29,920 円	その他金 一時金	火災保険 19,000 円 (2 年毎)		
礼金	29,920 円	賃保 貸証	32,920 円 (契約時) 20,000 円 (更新時)		
解約権	甲は乙に対して契約満了の 1 年から 6 ヶ月前までに、乙は甲に対して 3 ヶ月前に書面による解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができる。 契約締結後に借主が解約を申し出る場合、入居日が到来する前であっても入居したものとみなし、賃貸借契約書第 12 条を適用する。				

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 住所 TEL	[redacted]
管理者	株式会社 住所 TEL	[redacted]

(6) 借主緊急連絡先

緊急時の連絡先 （担当者）	（氏名） （続柄） （住所） （携帯）	[redacted]
------------------	------------------------------	------------

(7) 再契約に関する事項

1. 乙は再契約時、新賃料0.5ヶ月分の再契約料を甲に支払う。

(8) 特約事項

・乙は、他の入居者・近隣住民等の第三者との間に騒音等のトラブルが発生した場合には、当事者間で問題を解決するものとする。 ・本物件の主要構造部分並びに共有施設における甲の負担による修繕工事実施の際に、乙は協力するものとする。 ・乙は造作、改修、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行う場合、事前に甲に造作承諾書と工事内容のわかる資料を提出し、甲の承諾を得なくてはならない。 ・乙は退去時、引渡し時と同一の状態にて甲に物件を返還するものとし、原状回復工事を行う場合は賃貸借契約期間中に先行き事前に甲の確認を受けるものとする。 ・乙は契約期間中、甲の認める補償内容の借家人賠償付き火災保険及び甲指定の賃貸保証機関に加入するものとする。 ・乙が来客を受け入れる時間は9時～18時までとする。倉庫として物の出し入れをする場合は24時間使用可能であるが、特に早朝・深夜については騒音に注意し作業を行うこととする。 ・電気料金は月額3,000円とし、利用料が月額費用を大きく上回るような場合には甲から追加費用の請求がある場合があることを乙は予め了承する。 ・電球の交換は乙の負担にておこなう。 ・電気のアンペア数の変更は不可のため、乙は電気の使用についてはノートパソコン・LED照明器具・冷風機（夏期）・電気ストーブ（冬期）に限るものとし、追加で機器の利用を希望する場合には事前に甲に申請し承認を受けるものとする。

- ・散水栓は使用禁止とする。
- ・室内における盗難・破損・湿気・雨水等に起因する損害について、甲は一切の責を負わないこととする。
- ・室内に本建物の水道メーターが存在するため、検針等で甲及び水道局員が開錠の上立ち入る場合があることを乙は予め了承する。
- ・敷地内に設置する看板の種類・様式については別紙看板設置案のとおりとし、甲は看板Aについて営業時間中のみの設置、看板B・Cについては契約期間中の設置を承諾する。乙は看板の設置にあたり、前面道路の車両等の通行に配慮するものとする。また看板での掲示内容は立憲民主党・さくま一生本人に関する内容に限るものとする。
- ・乙が契約名義人の変更を希望する場合には、名義変更手数料として賃料の1ヶ月分と消費税を甲に支払う。
- ・本物件は登記上車庫となっているが、乙が事務所として使用することを甲は予め承諾する。
- ・消防法その他法令を遵守については乙の責任で行うこととする。
- ・シャッターの鍵は甲より乙に貸与する。乙の故意・過失により鍵を紛失・破損した場合には乙の負担で鍵の交換を行う。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年 4月 15日

貸主（甲） 住所 〒 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主（乙） 住所 〒170-0003 東京都豊島区駒込4-3-20 3F 4F 5F 6F 7F 8F 9F 10F 11F 12F 13F 14F 15F

氏名 [REDACTED]

電話番号 070-6516-2591

連帯保証人（丙） 住所 〒 [REDACTED] 保証会社： [REDACTED] 利用

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

媒介 免許証番号 東京都知事免許（2）第95272号

事務所所在地 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-14

株式会社 ルーク不動産

代表取締役 安藤 大幸

代表者氏名

（東京）第 [REDACTED] 号

宅地建物取引士 [REDACTED] 知事第 [REDACTED] 号 氏名 [REDACTED]

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

本契約に基づく金員の授受については、甲は乙に対して請求書、領収書及び預り証を発行しない。

（契約期間）

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなれば、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

（賃料）

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を実日数として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

定期事業用賃貸借契約書（事務所）

頭書

(1) 目的物件の表示

物件名					
所在地					
構造		築年月			
住戸番号		間取		面積	㎡

(2) 事業内容（具体的に記載すること）

立憲民主党 豊島区議会議員さくま一生の事務所として使用。

(3) 契約期間

始期	2021年	5月	18日	から	1年間
終期	2022年	5月	17日	まで	

（契約終了の通知をすべき期間） 2021 年 5 月 18 日から 2021 年 11 月 17 日まで

(4) 賃料等

(4) 賃料等

賃料・共益費		支払期限		支払方法	
賃 料	27,200 円 (消費税 2,720 円) 合計 29,920 円	翌月分を 毎月 27 日迄		振込口座	金融機関: [REDACTED]
	支店: [REDACTED]				
電気料金	3,000 円 (消費税 0 円) 合計 3,000 円	翌月分を 毎月 27 日迄			種別: [REDACTED]
	口座番号: [REDACTED]				
					名義: [REDACTED]
敷金	29,920 円	その他一時金	火災保険 19,000 円 (2 年毎)		
礼金	29,920 円	賃保賃証	32,920 円 (契約時) 20,000 円 (更新時)		
解約権	甲は乙に対して契約満了の 1 年から 6 ヶ月前までに、乙は甲に対して 3 ヶ月前に書面による解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができる。 契約締結後に借主が解約を申し出る場合、入居日が到来する前であっても入居したものとみなし、賃貸借契約書第 12 条を適用する。				

(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所 TEL	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
管理業者	株式会社 住所 TEL	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(6) 借主緊急連絡先

緊急時の連絡先 （担当者）	（氏名） （続柄） （住所） （携帯）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
------------------	------------------------------	--------------

(7) 再契約に関する事項

1. 乙は再契約時、新賃料 0.5 ヶ月分の再契約料を甲に支払う。

(8) 特約事項

・乙は、他の入居者・近隣住民等の第三者との間に騒音等のトラブルが発生した場合には、当事者間で問題を解決するものとする。 ・本物件の主要構造部分並びに共有施設における甲の負担による修繕工事実施の際に、乙は協力するものとする。 ・乙は造作、改修、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行う場合、事前に甲に造作承諾書と工事内容のわかる資料を提出し、甲の承諾を得なくてはならない。 ・乙は退去時、引渡し時と同一の状態にて甲に物件を返還するものとし、原状回復工事を行う場合は賃貸借契約期間中に先行し事前に甲の確認を受けるものとする。 ・乙は契約期間中、甲の認める補償内容の借家人賠償付き火災保険及び甲指定の賃貸保証機関に加入するものとする。 ・乙が来客を受け入れる時間は 9 時～18 時までとする。倉庫として物の出し入れをする場合は 24 時間使用可能であるが、特に早朝・深夜については騒音に注意し作業を行うこととする。 ・電気料金は月額 3,000 円とし、利用料が月額費用を大きく上回るような場合には甲から追加費用の請求がある場合があることを乙は予め了承する。 ・電球の交換は乙の負担にておこなう。 ・電気のアンプ数の変更は不可のため、乙は電気の使用についてはノートパソコン・LED 照明器具・冷風機（夏期）・電気ストーブ（冬期）に限るものとし、追加で機器の利用を希望する場合には事前に甲に申請し承認を受けるものとする。
--

- ・散水栓は使用禁止とする。
- ・室内における盗難・破損・湿気・雨水等に起因する損害について、甲は一切の責を負わないこととする。
- ・室内に本建物の水道メーターが存在するため、検針等で甲及び水道局員が開錠の上立ち入る場合があることを乙は予め了承する。
- ・敷地内に設置する看板の種類・様式については別紙看板設置案のとおりとし、甲は看板Aについて営業時間中のみの設置、看板B・Cについては契約期間中の設置を承諾する。乙は看板の設置にあたり、前面道路の車両等の通行に配慮するものとする。また看板での掲示内容は立憲民主党・さくま一生本人に関する内容に限るものとする。
- ・乙が契約名義人の変更を希望する場合には、名義変更手数料として賃料の1ヶ月分と消費税を甲に支払う。
- ・本物件は登記上車庫となっているが、乙が事務所として使用することを甲は予め承諾する。
- ・消防法その他法令を遵守については乙の責任で行うこととする。
- ・シャッターの鍵は甲より乙に貸与する。乙の故意・過失により鍵を紛失・破損した場合には乙の負担で鍵の交換を行う。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2021年 5月 17日

貸主
(甲)

住所 〒

氏名

借主
(乙)

住所 〒

氏名

電話番号

070-6516-2571

連帯保証人
(丙)

住所 〒

保証会社: 利用

氏名

電話番号

媒介

免許証番号

東京都知事 (2) 第 95272 号

事務所所在地 東京都豊島区駒込 1-43-14

商号 (名称) 株式会社ルーク不動産

代表者氏名 安藤 大幸

宅地建物取引士

[東京都] 知事 第 号 氏

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

本契約に基づく金員の授受については、甲は乙に対して請求書、領収書及び預り証を発行しない。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなれば、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を実日数として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合
(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実日数として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載の月数分または金額を差し引き返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二 その他費用が軽微な修繕

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき

- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。また、甲からの解約の申入れは6ヶ月前とし、その際乙は立退料等請求しないものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払方法の変更
- 二 頭書(5)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙が本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞した時は、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 一 丙は、本契約から生じる乙の一切の債務につき、賃料24ヵ月分を限度として、乙と連帯して保証するものとする。
- 二 丙が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

2 家賃債務保証会社が乙の債務を負担する場合は、その内容は次に定めるものとする。

一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(再契約)

第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(8)記載のとおりとする。